



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月31日土曜日 第1848号外2

◇ 目 次 ◇

規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則... 1
愛媛県立子ども療育センター使用規則..... 8

告 示

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....17
愛媛県居住地森林環境整備事業補助金交付規程の廃止.....22

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....23
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....23
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....24
教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...32
管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....34
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....43
地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....44
職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、

休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....44
一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則...45

公営企業管理規程

愛媛県公営企業事業所の執務時間に関する管理規程.....45
愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程.....46
愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....47
愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....50

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....51
愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令.....55
愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令.....56

教育委員会規則

臨時職員の給与規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....56

規 則

○愛媛県規則第18号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(平成19年愛媛県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(雇用障害者数に算入される労働者の要件)

第2条 条例第2条に規定する知事が定める要件は、法人又は個人が県内の事務所又は事業所において雇用する次の各号のいずれかに掲げる障害者である労働者であって県内に住所を有するものうち、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当する者を除く。)であることとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者

障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者

障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(雇用障害者数の算定方法)

第3条 条例第2条に規定する知事が定める算定方法は、各事業年度又は各年に属する各月の末日現在における前条の規定による労働者の数(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合にあっては当該事業年度終了の日現在における数、年の中途において個人が行う事業を廃止した場合にあっては当該事業の廃止の日現在における数)を合計した数を12で除して得た数(その数に、0.01未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)とする。

(事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人)

第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において55人以下であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。

2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日(年の中途において個人が行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。)現在において55人以下であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。

(申告)

第5条 条例第5条に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとし、同条に規定する申告書は、障害者雇用事業税不均一課税申告書(様式第1号)によらなければならない。

当該申告に係る事業税の事業年度(以下「適用対象事業年度」という。)の終了の日又は当該申告に係る事業税の課税年度の初日の属する年の前年(以下「適用対象年」という。)の末日現在に常時雇用する労働者の数

基準事業年度又は基準年の雇用障害者数

適用対象事業年度又は適用対象年の雇用障害者数

その他知事が必要と認める事項

2 条例第5条に規定する知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

前項第1号の常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類

前項第2号及び第3号の雇用障害者数に算入される障害者に係る障害者雇用状況証明書(様式第2号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(以下「性風俗関連特殊営業」という。)に該当する事業を営む法人又は個人でない旨の誓約書

その他知事が必要と認める書類

(適用除外)

第6条 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないと認める法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

適用対象事業年度又は適用対象年において、性風俗関連特殊営業に該当する事業を県内において営んだ事実がある法人又は個人

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の39第2項、第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人

法第72条の50第2項の規定による決定を受けた日から3年を経過していない個人

国税通則法(昭和37年法律第66号。)第25条の規定による決定を受けた日から3年を経過していない個人

法第72条の47第1項又は第2項の規定による重加算金額の決定を受けた日から3年を経過していない法人

国税通則法第68条第1項又は第2項の規定による法人税又は所得税に係る重加算税を課された日から3年を経過していない法人又は個人

法人税法(昭和40年法律第34号)第70条又は第134条の2第1項の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人

法第72条の24の10の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人

基準事業年度開始の日から適用対象事業年度終了の日までの間において又は基準年の初日から適用対象年の末日までの間において当該法人又は個人の都合により離職させた者(雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者(同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当する者を除く。)である者に限る。)がある法人又は個人

前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が定める法人又は個人

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係) 障害者雇用事業税不均一課税申告書

様式第 1 号 (その 1) (法人用)

障害者雇用事業税不均一課税申告書 (法人用)							
						年 月 日	
愛媛県知事 様		事務所の所在地					
		申告者 名称及び代表者の氏名					
		電話番号					
		記入者 職・氏名					
基 準 事 業 年 度	年 月 日から		年 月 日まで				
適 用 対 象 事 業 年 度	年 月 日から		年 月 日まで				
常時雇用する労働者の数	人						
雇用保険適用事業所番号	事業所名 (略称可)			事業所番号			
				- -			
				- -			
				- -			
基準事業年度の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
適用対象事業年度の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
増加雇用障害者数 (= -)							
所得割	区 分	本県分の課税標準額 (円)	税率	税額 (円)	1/2税率 =	税額 (円)	
				x	x 1/2	x	
	年400万円以下の金額						
	年400万円を超え年800万円以下の金額						
	年800万円を超える金額						
	小 計	/	/		/		
軽減税率不適用法人の金額							
付 加 価 値 割							
資 本 割							
収 入 割							
合 計							
= -							円
= 10万円 x							円
区 分 不 均 一 課 税 額							
の 場 合		の 額					円
> の 場 合		-					円
備 考							

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類

障害者雇用状況報告書 (様式第 2 号)

性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人でない旨の誓約書

様式第 1 号の記載要領

- 1 「基準事業年度」の欄は、平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。
- 2 「適用対象事業年度」の欄は、この申告に係る事業税の事業年度の期間を記載すること。
- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）及び高年齢継続被保険者（短時間労働被保険者を除く。）の総数を記載すること。
 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。
- 4 雇用障害者数は、各事業年度に属する各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。
 なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。
 県内に住所を有する者であること。
 県内の事務所又は事業所において雇用される者であること。
 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）となっている者であること。
 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者（身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級までに該当する者又は 7 級の障害を 2 つ以上重複して有する者）であること。
 知的障害者にあつては、障害雇用促進法第 2 条第 4 号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
 精神障害者にあつては、障害雇用促進法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。
- 5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。
- 6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、ハローワーク（公共職業安定所）が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。
 適用事業所台帳ヘッダー 1
 事業所台帳ヘッダー 2 照会
 事業所別被保険者台帳照会
 なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク（公共職業安定所）から交付を受けたものとする。

（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。	基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。
1 取得中の者 2 喪失済の者 3 喪失原因 3 4 転入者 5 転出者 ⑥ 全被保険者	1 被保険者番号降順 2 氏名の50音順 ③ 取得（転入）日順 4 離職（転出）日順 5 生年月日順	

様式第1号(その1)個人用)

障害者雇用事業税不均一課税申告書(個人用)							
						年 月 日	
愛媛県知事 様		住所					
		申告者 氏名					
		電話番号					
基 準 年	年 月 日から 年 月 日まで						
適 用 対 象 年	年 月 日から 年 月 日まで						
常時雇用する労働者の数	人						
雇用保険適用事業所番号	事業所名(略称可)			事業所番号			
				- -			
				- -			
				- -			
基準年の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
適用対象年の雇用障害者数	月	月	月	月	月	月	合計 (/12)
	人	人	人	人	人	人	
増加雇用障害者数(= -)							
区 分	本県分の課税標準額(円)	税率	税額(円)	1/2税率 =	税額(円)		
			×	× 1/2	×		
= -							円
= 10万円 ×							円
区 分	不 均 一 課 税 額						
の 場 合	の 額						円
> の 場 合	-						円
備 考							

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類

障害者雇用状況報告書(様式第2号)

性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む個人でない旨の誓約書

様式第 1 号の記載要領

- 1 「基準年」の欄は、「平成19年 1月 1日から平成19年12月31日まで」と記載すること。
- 2 「適用対象年」の欄は、この申告に係る事業税の課税年度の初日の属する年の前年の期間を記載すること。
- 3 常時雇用する労働者の数は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）及び高年齢継続被保険者（短時間労働被保険者を除く。）の総数を記載すること。
 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。
- 4 雇雇用障害者数は、各月の末日現在における障害者である労働者の数を合計した数を12で除して得た数（その数に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を記載すること。
 なお、雇用障害者数に算入される労働者は、次に掲げるすべての要件を満たす者に限る。
 県内に住所を有する者であること。
 県内の事務所又は事業所において雇用される者であること。
 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第38条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）となっている者であること。
 身体障害者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者（身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級までに該当する者又は 7 級の障害を 2 つ以上重複して有する者）であること。
 知的障害者にあつては、障害雇用促進法第 2 条第 4 号に規定する知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者）であること。
 精神障害者にあつては、障害雇用促進法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者であつて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であること。
- 5 雇用保険適用事業所番号は、支店又は営業所ごとに複数の雇用保険の保険関係が成立している場合には、それらすべての事業所番号を記載すること。
- 6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、ハローワーク（公共職業安定所）が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。
 適用事業所台帳ヘッダー 1
 事業所台帳ヘッダー 2 照会
 事業所別被保険者台帳照会
 なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク（公共職業安定所）から交付を受けたものとする。

（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。	基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。
1 取得中の者 2 喪失済の者 3 喪失原因 3 4 転入者 5 転出者 6 全被保険者	1 被保険者番号降順 2 氏名の50音順 3 取得（転入）日順 4 離職（転出）日順 5 生年月日順	

様式第2号(第5条、様式第1号関係) 障害者雇用状況証明書

障害者雇用状況証明書

下記の情報は、私が「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚生労働省策定)に従って把握し確認したものであり、その確認書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)に記載された内容と相違ないことを証明します。

記

雇用保険被保険者番号 (フリガナ)	性別 生年月日	住 勤務する事業所の名称 (略称可)	所 勤務する事業所 の所在市町名	確認種別	手帳交付年月日 (判定(診断)年月日) 手帳番号 (判定(診断)機関名)	障害種別	雇入れ年月日	離職年月日
()	男 女 年月日			手帳 手帳以外 ()			年月日	年月日
()	男 女 年月日			手帳 手帳以外 ()			年月日	年月日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 のある欄は、該当する にシ印を付すること。
- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 確認書類が手帳以外の場合は、確認した書類名を確認種別欄に記載するとともに、手帳交付年月日欄に判定(診断)年月日、手帳番号欄に判定(診断)機関名を記載すること。
- 5 この証明書には、県内の事務所又は事業所において雇用した障害者である労働者であって県内に住所を有するものを記載すること。

○愛媛県規則第19号

愛媛県立子ども療育センター使用規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立子ども療育センター使用規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 肢体不自由児施設（第3条 第11条）
- 第3章 重症心身障害児施設（第12条 第20条）
- 第4章 短期入所（第21条 第29条）
- 第5章 診療（第30条 第32条）
- 第6章 重症心身障害児等通園施設（第33条 第40条）
- 第7章 ゲストルーム等（第41条 第46条）
- 第8章 雑則（第47条・第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県立子ども療育センター（以下「センター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日等）

第2条 センターは、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、診療（歯科診療及び一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）の使用を除く。）及び重症心身障害児等通園施設に係る休館日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで（前2号に掲げる日を除く。）

3 前1項の規定にかかわらず、診療のうち歯科診療を行う日は、毎週火曜日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを使用させることがある。

第2章 肢体不自由児施設

（利用時間）

第3条 肢体不自由児施設の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

（入所定員）

第4条 肢体不自由児施設の入所定員は、40人（うち母子棟の使用に係る定員は、3人）とする。

（入所資格）

第5条 肢体不自由児施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の3第4項に規定する施設給付決定に係る障害児及び18歳以上の障害者

法第27条第1項第3号の規定による入所の措置に係る障害児

（入所期間）

第6条 肢体不自由児施設の入所の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、入所の期間を変更することができる。

前条第1号に該当する者 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間

前条第2号に該当する者 知事が必要と認める期間

（入所手続）

第7条 肢体不自由児施設に入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

（入所の決定）

第8条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において肢体不自由児施設の使用に関し契約を締結するものとする。

書類審査

身体検査

面接

その他必要と認める検査

(入舎)

第9条 前条及び法第27条第1項第3号の規定により肢体不自由児施設に入所を決定された者(以下この章において「入所者」という。)は、センターの宿舎に入舎するものとする。

(入所者の義務)

第10条 入所者は、この規則及びその他諸規律を遵守し、入所者としての品位を傷付けてはならない。

(契約の解除)

第11条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条の契約を解除し、退所を命じることがある。

性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

センターの秩序を乱し、その他入所者としての本分に著しく反すると認められるとき。

その他入所を継続することが不適当と認められるとき。

第3章 重症心身障害児施設

(利用時間)

第12条 重症心身障害児施設の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することがある。

(入所定員)

第13条 重症心身障害児施設の入所定員は、40人とする。

(入所資格)

第14条 重症心身障害児施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

法第24条の3第4項に規定する施設給付決定に係る障害児及び18歳以上の障害者

法第27条第1項第3号の規定による入所の措置に係る障害児

(入所期間)

第15条 重症心身障害児施設の入所の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することがある。

前条第1号に該当する者 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間

前条第2号に該当する者 知事が必要と認める期間

(入所手続)

第16条 重症心身障害児施設に入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第17条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において重症心身障害児施設の使用に関し契約を締結するものとする。

書類審査

身体検査

面接

その他必要と認める検査

(入舎)

第18条 前条及び法第27条第1項第3号の規定により重症心身障害児施設に入所を決定された者(以下この章において「入所者」という。)は、センターの宿舎に入舎するものとする。

(入所者等の義務)

第19条 入所者は、この規則及びその他諸規律を遵守し、入所者としての品位を傷付けてはならない。

(契約の解除)

第20条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第17条の契約を解除し、退所を命じることがある。

性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

センターの秩序を乱し、その他入所者としての本分に著しく反すると認められるとき。

その他入所を継続することが不適当と認められるとき。

第4章 短期入所

(利用時間)

第21条 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(以下「肢体不自由児施設等」という。)の短期入所の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することがある。

(定員)

第22条 肢体不自由児施設等の短期入所の定員は、10人とする。

(入所資格)

第23条 肢体不自由児施設等に短期入所をすることができる者は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者又は障害児とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

(入所期間)

第24条 肢体不自由児施設等の入所の期間は、障害者自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(入所手続)

第25条 肢体不自由児施設等に短期入所を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に入所を申し込まなければならない。

(入所の決定)

第26条 知事は、前条の規定による入所の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入所の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入所の決定を受けた者との間において肢体不自由児施設等の使用に関し契約を締結するものとする。

書類審査

身体検査

面接

その他必要と認める検査

(入舎)

第27条 前条の規定により肢体不自由児施設等に入所を決定された者(以下この章において「入所者」という。)は、センターの宿舎に入舎するものとする。

(入所者の義務)

第28条 入所者は、この規則及びその他諸規律を遵守し、入所者としての品位を傷付けてはならない。

(契約の解除)

第29条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第26条の契約を解除し、退所を命じることがある。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

2 センターの秩序を乱し、その他入所者としての本分に著しく反すると認められるとき。

3 その他入所を継続することが不適当と認められるとき。

第5章 診療

(利用時間)

第30条 診療時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、一般病床の利用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(定員)

第31条 一般病床の定員は、10人とする。

(使用料の額)

第32条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例(平成19年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)別表第1医療診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月厚生労働省告示第99号)により算定する額とする。

第6章 重症心身障害児等通園施設

(利用時間)

第33条 重症心身障害児等通園施設の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(利用定員)

第34条 重症心身障害児等通園施設の定員は、15人とする。

(利用資格)

第35条 重症心身障害児等通園施設を利用することができる者は、在宅の重症心身障害児等で、知事が必要と認める者とする。

(通園期間)

第36条 重症心身障害児等通園施設の通園の期間は、知事が必要と認める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(通園手続)

第37条 重症心身障害児等通園施設に通園を希望する障害児の保護者又は障害者は、知事に通園を申し込まなければならない。

(通園の決定)

第38条 知事は、前条の規定による通園の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、通園の可否を決定するものとする。

書類審査

身体検査

面接

その他必要と認める検査

(使用料の額)

第39条 条例第2条第1項第4号の使用料の額は、利用者1人1日につき500円とする。

(通園者の義務)

第40条 重症心身障害児等通園施設に通園を決定された者は、この規則及びその他諸規律を遵守し、通園者としての品位を傷付けてはならない。

第7章 ゲストルーム等

(利用時間)

第41条 ゲストルームの利用時間は、午前9時から午後4時まで及び午後4時30分から翌日の午前8時30分までとする。

(施設等の利用の許可)

第42条 別表第1に掲げる施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、利用日の1月前から当日までに、愛媛県立子ども療育センター利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による利用の許可の申請があった場合において、利用が適当であると認めるときは、利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県立子ども療育センター利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

3 知事は、第1項に定める期間外に利用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることができる。

(施設等の利用の許可の基準)

第43条 知事は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の利用の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

センターの秩序を乱すおそれがあるとき。

センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(施設等の利用の許可の変更)

第44条 第42条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県立子ども療育センター利用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(施設等の利用の許可の取消し等)

第45条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

この規則に違反し、又はセンターの職員の指示に従わないとき。

偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

風俗を乱すおそれがあるとき。

利用の許可の条件に違反したとき。

(使用料及び手数料の額)

第46条 条例第2条第2項の使用料の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第2条第3項の手数料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

第8章 雑則

(損害賠償等)

第47条 自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設、附属設備及び備品を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 愛媛整肢療護園使用規則(平成18年愛媛県規則第55号)は、廃止する。

別表第1(第42条、第46条関係)

区分		単位	金額
ゲストルーム	休憩	午前9時から午後4時まで	1人1回につき 1,000円
	宿泊	午後4時30分から翌日の午前8時30分まで	1人1泊につき 2,000円

寝具	1人1回につき	300円
洗濯機	1台1回につき	300円

別表第2（第46条関係）

名称	区分	単位	金額	備考
診断書料	普通診断書	1部	2,100円	
	死亡診断書	1部	3,040円	
	各種年金診断書	1部	4,720円	
	生命保険診断書			
文書料	普通証明書	1部	1,780円	公費負担制度に係る社会保険による 診療報酬請求額証明書の証明は、無 料とする。
	診療費納付証明書	1部	1,260円	
	自動車損害賠償保障法（昭和30年 法律第97号）に基づく明細書	1部	3,990円	
エックス線フィル ム複製料	半切	1枚	680円	
	大角	1枚	540円	
	大四ツ切	1枚	450円	
	四ツ切	1枚	300円	
	六ツ切	1枚	260円	

様式第1号（第42条関係）愛媛県立子ども療育センター利用許可申請書

愛媛県立子ども療育センター利用許可申請書

愛媛県知事 様

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

電話番号

ゲストルーム 〔 該当する にレ印を付けてください。 〕	利用区分	宿泊利用	休憩利用
	利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用予定者	名	
利用する施設、附属設備及び備品 〔 該当する にレ印を付けてください。 〕	寝具 (組) 洗濯機 (台 回、 年 月 日 時から 時まで)		
利 用 責 任 者	氏 名		
	住所又は 連絡先	電話番号	
(備考)			

様式第 2 号（第42条、第44条、様式第 3 号関係） 愛媛県立子ども療育センター利用許可書
（表）

愛媛県立子ども療育センター利用許可書	
第 号 年 月 日	
様	
愛媛県知事 印	
利 用 日 時	
利用する施設、 附属設備及び備品	
許 可 の 条 件	
利用上の注意	裏面記載の利用上の注意事項を遵守すること。

(裏)

利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県立子ども療育センター（以下「センター」という。）の施設、附属設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 利用時間を遵守すること。
- 4 センターの施設、附属設備及び備品の利用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備及び備品を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 5 センターの職員の指示に従うこと。
- 6 その他センターの利用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号（第44条関係）愛媛県立子ども療育センター利用変更許可申請書

愛媛県立子ども療育センター利用変更許可申請書

愛媛県知事 様

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

電話番号

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

（備考）

注意 愛媛県立子ども療育センター利用許可書（様式第2号）を添付してください。

告 示

○愛媛県告示第644号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成19年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>里山エリア再生事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">— 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 <u>里山エリア再生事業は、1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行うものとする。</u></p> <p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>里山エリア再生事業は、里山エリア再生計画に基づき、居住地周辺の森林の整備等を実施する事業とし、その区分等は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>6 <u>県単独事業は、県が独自に行う補助事業の対象となる造林事業とし、その区分等は別表第5のとおりとする。</u></p> <p>7 <u>別表第1から別表第5までに規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第6に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（事業主体）</p> <p>第5条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>里山エリア再生事業にあつては、次に掲げるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市町</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 森林所有者</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 森林組合</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 生産森林組合</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 森林整備法人</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等</p> <p style="padding-left: 2em;">キ 森林所有者の団体</p> <p style="padding-left: 2em;">— 省略</p> <p>（補助金の交付条件）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">、 省略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当</u></p>	<p>（補助対象事業の種類）</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">— 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 県単独事業は、県が独自に行う補助事業の対象となる造林事業とし、その区分等は別表第4のとおりとする。</p> <p>6 別表第1から別表第4までに規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第5に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（事業主体）</p> <p>第5条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ 省略</p> <p>— 省略</p> <p>（補助金の交付条件）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">、 省略</p>

該造林補助事業で開設した居住地森林作業路（居住地森林環境整備事業において、居住地周辺の森林の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的とする林内歩道並びに長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

— 省略

4～6 省略

別表第1（第3条関係）

水土保全林整備事業及び資源循環林整備事業

区 分			補 助 基 準		補助率	
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢級		
1	省略					
2 育成複層林整備	省略				同上	
	人工林整理伐	天然更新を図り針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として人工林で行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積）及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	年齢級以上年齢級以下（抜き伐りによつて針広混交林・広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが森林施業計画に明記されている森林であつて、高木となり得る樹種による天然更新が可能なものに限る。）			
	— 省略					
	— 省略					
	— 省略					
	— 省略					
	— 省略					
3・4	省略					

— 省略

4～6 省略

別表第1（第3条関係）

水土保全林整備事業及び資源循環林整備事業

区 分			補 助 基 準		補助率	
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢級		
1	省略					
2 育成複層林整備	省略					
3・4	省略					

長期育成循環整備	～ 省略				
	保育 (植栽型)	ア 下刈	2 アに同じ。	2 アに同じ。	同上
		イ 雪起こし	2 イに同じ。	2 イに同じ。	同上
		ウ 倒木起こし	2 ウに同じ。	2 ウに同じ。	同上
		エ 除間伐	2 エに同じ。	2 エに同じ。	同上
	保育 (天然更新型)	ア 下刈	2 アに同じ。	2 アに同じ。	同上
		イ 雪起こし	2 イに同じ。	2 イに同じ。	同上
		ウ 除間伐	2 ウに同じ。	2 ウに同じ。	同上
	省略				
	6 省略				
備考 省略					

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

省略

松林保護樹林帯造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1	省略				
2	省略				
	育成複層林改良		別表第1 2		同上
	保育 (天然更新型)	ア 下刈	別表第1 2	別表第1 2	同上
		イ 雪起こし	別表第1 2	別表第1 2	同上
		ウ 除間伐	別表第1 2	別表第1 2	同上
省略					
育成複層林作業路開設		別表第1 2		同上	
3 省略					
備考 省略					

2 特定森林造成事業

省略

耕作放棄地等森林造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	

長期育成循環整備	～ 省略				
	保育 (植栽型)	ア 下刈	2 アに同じ。	2 アに同じ。	同上
		イ 雪起こし	2 イに同じ。	2 イに同じ。	同上
		ウ 倒木起こし	2 ウに同じ。	2 ウに同じ。	同上
		エ 除間伐	2 エに同じ。	2 エに同じ。	同上
	保育 (天然更新型)	ア 下刈	2 アに同じ。	2 アに同じ。	同上
		イ 雪起こし	2 イに同じ。	2 イに同じ。	同上
		ウ 除間伐	2 ウに同じ。	2 ウに同じ。	同上
	省略				
	6 省略				
備考 省略					

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

省略

松林保護樹林帯造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1	省略				
2	省略				
	育成複層林改良		別表第1 2		同上
	保育 (天然更新型)	ア 下刈	別表第1 2	別表第1 2	同上
		イ 雪起こし	別表第1 2	別表第1 2	同上
		ウ 除間伐	別表第1 2	別表第1 2	同上
省略					
育成複層林作業路開設		別表第1 2		同上	
3 省略					
備考 省略					

2 特定森林造成事業

省略

耕作放棄地等森林造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	

1	省略				
2 育成複層林整備	省略				
	受光 伐	ア 省略			
		イ 枝払い	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに同じ。	同上
	樹下植栽等		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に同じ。	同上
	複層林改良		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に同じ。	
	保育 (植栽 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	下層木が 齢級以下 (分収 林造林に あつて は、齢 級以下)	同上
		イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	同上	同上
		ウ・工 省略			
	保育 (天然 更新 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
		イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
ウ 除間 伐		別表第1 2 ウに同じ。	別表第1 2 ウに 同じ。	同上	
育成複層林作業路 開設		別表第1 2 に同じ。		同上	
3	省略				
備考		省略			

省略

3 被害地等森林整備事業

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 齢級	
1	省略				
2 育成複層林整備	省略				
	受光 伐	ア 省略			
		イ 枝払い	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
樹下植栽等		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に 同じ。	同上	

1	省略				
2 育成複層林整備	省略				
	受光 伐	ア 省略			
		イ 枝払い	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
	樹下植栽等		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に 同じ。	同上
	複層林改良		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に 同じ。	
	保育 (植栽 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	下層木が 齢級以下 (分収 林造林に あつて は、齢 級以下)	同上
		イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	同上	同上
		ウ・工 省略			
	保育 (天然 更新 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
		イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
ウ 除間 伐		別表第1 2 ウに同じ。	別表第1 2 ウに 同じ。	同上	
育成複層林作業路 開設		別表第1 2 に同じ。		同上	
3	省略				
備考		省略			

省略

3 被害地等森林整備事業

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 齢級	
1	省略				
2 育成複層林整備	省略				
	受光 伐	ア 省略			
		イ 枝払い	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
樹下植栽等		別表第1 2 に同じ。	別表第1 2 に 同じ。	同上	

複層林改良		別表第1 2 に同じ。		同上
保育 (植栽 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
	イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
	ウ・工 省略			
保育 (天然 更新 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
	イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
	ウ 除間 伐	下層木の健全な 成長の促進を目的 として行う不用木 の除去、不良木の 淘汰、不用木又は 不良木の搬出集積 及び作業路の開設 に要する経費並び に諸掛費	別表第1 2 ウに 同じ。	同上
育成複層林作 業路開設		別表第1 2 に同じ。		同上
3・4 省略				
備考 省略				

複層林改良		別表第1 2 に同じ。		同上
保育 (植栽 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
	イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
	ウ・工 省略			
保育 (天然 更新 型)	ア 下刈	別表第1 2 アに同じ。	別表第1 2 アに 同じ。	同上
	イ 雪起 こし	別表第1 2 イに同じ。	別表第1 2 イに 同じ。	同上
	ウ 除間 伐	下層木の健全な 成長の促進を目的 として行う不用木 の除去、不良木の 淘汰、不用木又は 不良木の搬出集積 及び作業路の開設 に要する経費並び に諸掛費	別表第1 2 ウに 同じ。	同上
育成複層林作 業路開設		別表第1 2 に同じ。		同上
3・4 省略				
備考 省略				

別表第4 (第3条関係)

里山エリア再生事業

大区 分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1 居住 地 森 林 環 境 整 備	居住地周辺森林 整備		居住地周辺の森林の整備を 目的として行う前生樹の伐 倒・搬出集積・除根、枝葉 の除去、客土、整地、耕う ん、植付け、播種、施肥、 雑草木の除去、倒木起こ し、不用木の除去、不良木 の淘汰等に要する経費及び 諸掛費	査定経 費の1 0分の 4以内
	路側樹林帯整備		居住地周辺の森林内の道路 沿道における防災、景観等 に配慮した森林の整備を目 的として行う前生樹の伐 倒・搬出集積、枝葉の除 去、支障木の伐倒・搬出集 積、巻枯らし、客土、整 地、植付け、播種、施肥、 雑草木の除去、倒木起こ	同上

	し、不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費及び諸掛費	
居住地森林作業路開設	居住地森林作業路の開設に要する経費	同上
附帯施設整備	居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備、健全な森林の造成・育成を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制限等を図るために行う防護柵、食害防止チューブ、忌避剤等の鳥獣害防止施設等の整備並びに居住地周辺の森林に侵入する竹の進入を防止するための障壁の埋設等の防竹帯の整備に要する経費及び諸掛費	同上
2 地域創造型整備	里山エリアの再生の計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、林業の振興、地域の活性化など里山エリアの再生に資するための森林及び施設の整備等に要する経費及び諸掛費	査定経費の2分の1以内

別表第5（第3条関係） 省略
 別表第6（第3条関係） 省略

別表第4（第3条関係） 省略
 別表第5（第3条関係） 省略

○愛媛県告示第645号

愛媛県居住地森林環境整備事業補助金交付規程（平成15年3月愛媛県告示第807号）は、告示の日限り廃止する。

平成19年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行